

第97期

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2019年6月19日(水曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)



開催場所

大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪2階
「旬(南)」の間



株式会社 ヒガシ21
HIGASHI TWENTY ONE CO., LTD.

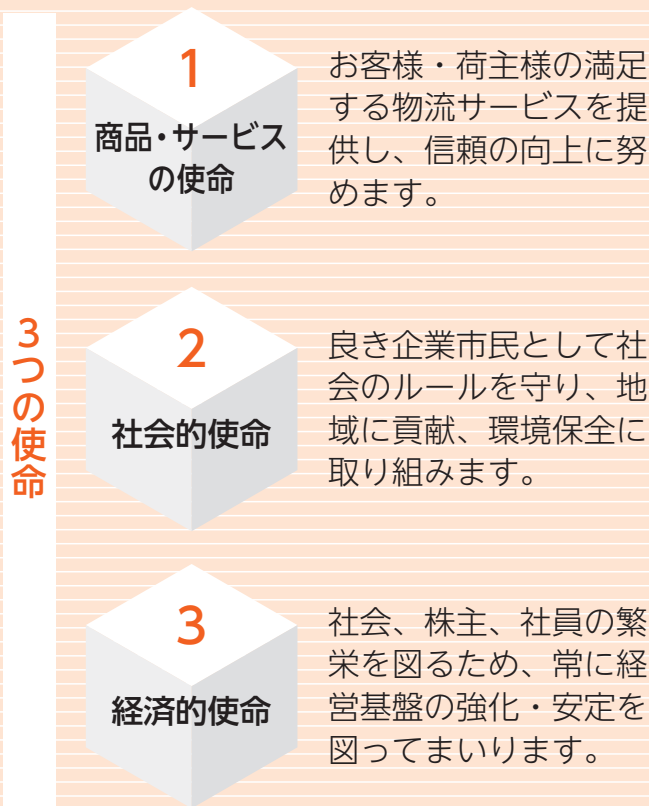
HIGASHI TWENTY ONE CO.,LTD.

証券コード：9029

経営基本方針

「安全」と「安心」を大切にして
物流事業を通じ社会に奉仕する
私たちヒガシ21

経営理念



目次

第97期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
事業報告	18
連結計算書類	32
計算書類	44
監査報告書	53

株主各位

大阪市中央区内久宝寺町三丁目1番9号
株式会社 ヒガシトゥエンティワン
代表取締役社長 金 森 滋 美

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月18日(火)午後6時00分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2019年6月19日(水) 午前10時(受付開始：午前9時) |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪2階「旬(南)」の間 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第97期(自2018年4月1日至2019年3月31日)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
2. 第97期(自2018年4月1日至2019年3月31日)
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」を持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社Webサイトアドレス <https://www.e-higashi.co.jp> に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様へ安定した配当を継続して実施するとともに、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保することを基本方針としております。なお、配当性向につきましては、30%を目標水準としております。

当期の剰余金の配当（期末配当）につきましては、上記の考え方に基づき、前期より2円00銭増配し、1株につき14円00銭とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金14円00銭、総額 179,707,612円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月20日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 経営における監督と執行の分離を一層明確にし、独立性・客観性の高い経営監督機能の強化と大幅な権限委譲による業務執行のスピードアップを図ることを目的として、指名委員会等設置会社に移行いたしたいと存じます。指名委員会、監査委員会及び報酬委員会をもつ透明な機関設計になることで、更なるコーポレートガバナンスの強化を図り、持続的な企業価値向上に努めてまいります。これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に関する条項の新設、監査役及び監査役会に関する条項の削除等所要の変更を行うものであります。
- (2) 新たなコーポレートガバナンス体制の中で、執行役が期待される役割を十分に発揮できるように、損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨の規定として、定款第37条を新設するものであります。なお、損害賠償責任の責任免除に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定として定款第43条を新設し、現行定款第46条及び第47条を削除、剰余金の配当の基準日を定める定款第44条を新設するものであります。
- (4) このほか、以上の変更に伴い、現行定款の各規定について、条数の整備その他所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分 〇は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第3条 (省 略) (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第5条 (省 略) 第2章 株 式 第6条～第11条 (省 略) 第3章 株主総会 第12条～第14条 (省 略) (招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> 第16条～第19条 (省 略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行のとおり) (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> 3. 執行役 4. 会計監査人 第5条 (現行のとおり) 第2章 株 式 第6条～第11条 (現行のとおり) 第3章 株主総会 第12条～第14条 (現行のとおり) (招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 ② 前項に定める取締役に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の決議において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> 第16条～第19条 (現行のとおり)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 第20条～第21条 (省 略) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時迄とする。 ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時迄とする。 (代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第4章 取締役及び取締役会 第20条～第21条 (現行のとおり) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時迄とする。 (削 除) (削 除) (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 ② 前項に定める取締役に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の決議において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にに対し発する。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
第26条～第27条 (省 略) (取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 第29条 (省 略) (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第31条 (省 略) 第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の数) 第32条 当会社の監査役は4名以内とする。 (監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時迄とする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時迄とする。	第25条～第26条 (現行のとおり) (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 第28条 (現行のとおり) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、報酬委員会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第30条 (現行のとおり) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現行定款	変更案
(常勤監査役) 第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
(監査役会の招集通知) 第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u>	(削 除)
② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	
(監査役会の決議方法) 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(監査役会の議事録) 第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	(削 除)
(監査役会規程) 第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
(監査役の報酬等) 第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)

現行定款	変更案
(監査役の責任免除) <u>第41条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	(削 除) 第5章 委員会 (委員の選定) <u>第31条</u> 当社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「各委員会」という。）の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。 (各委員会に関する事項) <u>第32条</u> 各委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、各委員会において定める規程による。 第6章 執行役 (執行役の選任) <u>第33条</u> 当社の執行役は、取締役会の決議によって選任する。 (任期) <u>第34条</u> 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新 設)	(代表執行役及び役付執行役) 第35条 当社は、取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。
	② 前項に定めるほか、取締役会の決議によって、執行役社長1名を選定する。また、役付執行役若干名を定めることができる。
(新 設)	(執行役の報酬等) 第36条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。
(新 設)	(執行役の責任免除) 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
(新 設)	(執行役に関する事項) 第38条 執行役に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役規程による。
第6章 会計監査人	第7章 会計監査人
第42条～第43条 (省 略)	第39条～第40条 (現行のとおり)
(会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の過半数の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。
第7章 計 算	第8章 計 算
第45条 (省 略)	第42条 (現行のとおり)
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第43条 当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

現行定款	変更案
(期末配当金) 第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	(削 除)
(中間配当金) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	(削 除)
(新 設)	(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(期末配当金等の除斥期間) 第48条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	(配当金等の除斥期間) 第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
(新 設)	② 未払いの配当金には利息をつけない。

現行定款	変更案
(新 設)	附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1. 2019年6月開催の第97期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。 2. 2019年6月開催の第97期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。

(ご参考)

指名委員会等設置会社への移行の目的

1. 移行の背景

当社は、2006年の執行役員制度導入、2016年には社内取締役の員数削減及び社外取締役の複数選任等、これまで一貫してコーポレートガバナンスの強化に努めてまいりました。現在、経営における監督と重要な意思決定を担う機関である取締役会は、社内取締役4名と社外取締役2名の体制であり、また、執行においては代表取締役社長1名と法的に任意の機関である執行役員13名の体制となっております。

2. 移行の目的

経営における監督と執行の分離を一層明確にし、独立性・客観性の高い経営監督機能の強化と大幅な権限委譲による業務執行のスピードアップを図ることを目的として、指名委員会等設置会社に移行します。具体的には以下のとおりです。

<経営監督機能の強化>

取締役会の構成において、他業界の経営者や様々な経歴・専門性をもつ社外取締役を増員（全10名中6名）するとともに、社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設けることにより、より透明性、客観性の高い監督機能を発揮いたします。

なお、監査役会に代わる機関である監査委員会では、内部監査部門との連携を図りながら、従来の適法性監査に加え、妥当性監査を実施することにより、監査を通じた監督機能を強化いたします。

<業務執行のスピードアップ>

会社法上の正式な機関であり、株主に対し直接責任を負う執行役を新設し、執行役7名体制とします。同時に、取締役会から執行役へ大幅に権限委譲を行い、執行役が業務執行に関わる重要な意思決定機能を担うことにより、執行の一層のスピードアップを図ります。

これら監督機能の強化と執行のスピードアップにより、更なるコーポレートガバナンスの強化を図り、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

第3号議案 取締役10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたします。それに伴い、取締役6名及び監査役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、経営陣幹部の選任と取締役候補者の選任にあたりましては、経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、職務と責任を全うできる人材を候補者として選定し、代表取締役が候補者の原案を作成して取締役会に提案し協議のうえで候補者を決定しております。

また、独立社外役員の独立性判断基準につきましては、当社独自の基準として「社外役員の独立性判断基準」を定めており、当基準を満たす者を社外取締役候補者として選定しております。

当基準につきましては、当社ホームページ（<https://www.e-higashi.co.jp>）をご参照ください。

候補者番号

1

かな もり

金森

しげ み

滋美

再任

生年月日

1955年 1月30日

所有する当社の株式の数

122,400株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 日本生命保険相互会社 入社
2009年 3月 同社専務執行役員
2011年 3月 当社入社 常勤顧問
2011年 6月 取締役副社長執行役員
2012年 4月 代表取締役副社長執行役員
2012年 6月 代表取締役社長（現任）
2017年 7月 株式会社イシカワコーポレーション 取締役（現任）
2017年 9月 株式会社トランスポート21 代表取締役社長（現任）
2018年 1月 株式会社FMサポート21 代表取締役社長（現任）
2019年 4月 株式会社グッドライフケアホールディングス 社外取締役（現任）



取締役候補者の選任理由

金森 滋美氏は、代表取締役就任以降、当社の経営を指揮し経営面及び組織面の構造改革の実現、新事業領域の整備等、強力なリーダーシップを発揮し多くの成果を上げております。また、企業の経営者として豊富な知見と高い能力が引続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

こ じま

児島

かず ひろ

一裕

新任

生年月日

1960年11月30日

所有する当社の株式の数

一株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月 日本生命保険相互会社 入社
2010年 3 月 同社 執行役員
2012年 7 月 同社 取締役執行役員
2014年 3 月 同社 取締役常務執行役員
2017年 3 月 同社 取締役専務執行役員
2017年 7 月 同社 専務執行役員
2019年 4 月 当社入社 副社長執行役員（現任）



取締役候補者の選任理由

児島 一裕氏は、日本生命保険相互会社にて長年にわたり企画・コンプライアンス部門、営業部門、事務システム部門等を幅広く担当し、当社入社以降も営業面を中心に大きな成果を上げていることから、その実績及び豊富な知見と高い能力が当社の経営に欠かれないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

ひら の

平野

たかし

尚

再任

生年月日

1956年 2 月10日

所有する当社の株式の数

39,300株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4 月 当社入社
2006年 4 月 執行役員
2008年 6 月 取締役執行役員
2012年 7 月 取締役常務執行役員
2015年 4 月 取締役専務執行役員（現任）
2016年 6 月 株式会社星和ビジネスリンク 社外取締役（現任）



取締役候補者の選任理由

平野 尚氏は、当社入社以来、長年にわたり総物流部門を主とする業務に携わり、2008年に取締役に就任した後は、中部圏・首都圏での事業拡大や全社の業務管理等を担当し多くの成果を上げており、その実績及び豊富な知見と高い能力が引き続き当社の経営に欠かれないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4 山田 寛 新任

生年月日

1964年 4 月30日

所有する当社の株式の数

6,800株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4 月 当社入社
2012年 4 月 担当部長 大正営業所長
2014年 4 月 部長 大阪中央輸送センター長兼大正営業所長
2016年 7 月 執行役員
2018年 1 月 株式会社F Mサポート21 取締役（現任）
2018年 4 月 常務執行役員（現任）



取締役候補者の選任理由

山田 寛氏は、当社入社以来、長年にわたり総合物流部門及び人事部門を主として業務に携わり、事業の拡大や人事制度の見直し等にて大きな成果を上げており、その実績及び豊富な知見と高い能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といえました。

候補者番号

5 向井 利明 新任 社外

生年月日

1946年10月19日

所有する当社の株式の数

一株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年 4 月 関西電力株式会社 入社
2001年 6 月 同社 取締役
社団法人関西経済連合会 常務理事・事務局長
2005年 5 月 同社 取締役
社団法人関西経済連合会 専務理事
2007年 6 月 同社 代表取締役副社長
2008年 6 月 当社 監査役（現任）
2011年 6 月 関西電力株式会社 特別顧問
2012年 6 月 関電不動産株式会社（現 関電不動産開発株式会社） 代表取締役会長
2012年 8 月 同社 代表取締役会長兼社長
2013年 6 月 同社 代表取締役会長
2016年 5 月 株式会社近鉄百貨店 社外取締役（現任）
2018年 6 月 関電不動産開発株式会社 相談役（現任）
2019年 4 月 学校法人近畿大学 外部理事（現任）



社外取締役候補者の選任理由

向井 利明氏は、大企業の経営者として豊富な経験と深い見識を有していることから、経営監督機能の強化及び経営の意思決定における妥当性・適正性を確保し、引続きコーポレートガバナンス体制の充実強化に貢献いただけるものと判断し、取締役候補者といえました。

候補者番号

6

さいとう

齊藤

よしなり

善也

新任

社外

生年月日

1956年12月10日

所有する当社の株式の数

一株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4 月 株式会社毎日新聞社 入社
2010年 4 月 同社 大阪本社編集局長
2013年 6 月 同社 執行役員北海道支社長
2014年 6 月 同社 常務執行役員中部代表
2015年 6 月 同社 専務執行役員中部代表
2016年 6 月 同社 取締役編集編成担当
2017年 6 月 同社 常務取締役大阪本社代表（現任）
当社 監査役（現任）



社外取締役候補者の選任理由

齊藤 善也氏は、大企業の経営者として豊富な経験と深い見識を有していることから、経営監督機能の強化及び経営の意思決定における妥当性・適正性を確保し、引続きコーポレートガバナンス体制の充実強化に貢献いただけるものと判断し、取締役候補者といました。

候補者番号

7

えがみ

江上

まさひこ

雅彦

再任

社外

独立

生年月日

1961年 9 月19日

所有する当社の株式の数

一株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 入社
2005年 9 月 ミシガン大学数学科 助教授
2007年 8 月 京都大学大学院経済学研究科 准教授
2010年12月 京都大学大学院経済学研究科 教授（現任）
2016年 6 月 当社取締役（現任）
2018年 4 月 京都大学大学院経済学研究科長・経済学部長（現任）



社外取締役候補者の選任理由

江上 雅彦氏は、大学教授としての経済学を中心とした専門知識並びに高い学識と豊富な経験を有していることから、経営監督機能の強化及び経営の意思決定における妥当性・適正性を確保し、引続きコーポレートガバナンス体制の充実強化に貢献いただけるものと判断し、取締役候補者といました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

8

ひ ぐち

樋口

まさ と

眞人

新任

社外

独立

生年月日

1957年 6 月 5 日

所有する当社の株式の数

一株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4 月 警察庁 入庁
2007年 1 月 警察庁捜査第二課長
2009年10月 警察庁情報通信企画課長
2011年 9 月 東京都青少年・治安対策本部長
2013年 6 月 福岡県警察本部長
2015年 1 月 大阪府警察本部長
2016年 8 月 警察庁 退職
2016年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
樋口コンプライアンス法律事務所 弁護士（現任）



社外取締役候補者の選任理由

樋口 眞人氏は、中央省庁の幹部、及び弁護士として豊富な経験と深い見識を有していることから、経営監督機能の強化及び経営の意思決定における妥当性・適正性を確保し、コーポレートガバナンス体制の充実強化に貢献いただけるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

9

おお にし

大西

ゆ き

由紀

新任

社外

独立

生年月日

1963年 4 月12日

所有する当社の株式の数

一株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 3 月 有限会社シィ・エイ・ティ設立 代表取締役社長
1997年 4 月 株式会社シィ・エイ・ティ設立 代表取締役社長
2014年 3 月 ケーシーエスデータ株式会社と合併し、
株式会社KCSソリューションズ発足 代表取締役社長
2018年 6 月 同社顧問
2019年 3 月 同社顧問 退任
2019年 4 月 天神橋税理士法人 経営主任コンサルタント（非常勤）（現任）



社外取締役候補者の選任理由

大西 由紀氏は、起業した女性経営者として、女性活躍推進も含め豊富な経験と深い見識を有していることから、経営監督機能の強化及び経営の意思決定における妥当性・適正性を確保し、コーポレートガバナンス体制の充実強化に貢献いただけるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

10

わき

脇

よう

陽

こ

子

新任

社外

独立

生年月日

1971年 9 月 9 日

所有する当社の株式の数

一株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

虎ノ門南法律事務所 入所

2012年 1 月 同所 パートナー（現任）



社外取締役候補者の選任理由

脇 陽子氏は、弁護士としての専門知識と豊富な経験を有していることから、経営監督機能の強化及び経営の意思決定における妥当性・適正性を確保し、コーポレートガバナンス体制の充実強化に貢献いただけるものと判断し、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、向井 利明氏、齊藤 善也氏、江上 雅彦氏、樋口 真人氏、大西 由紀氏及び脇 陽子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 脇 陽子氏の戸籍上の氏名は、近藤 陽子であります。
4. 江上 雅彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
5. 向井 利明氏及び齊藤 善也氏は、現在、当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。向井 利明氏の監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年となります。齊藤 善也氏の監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、江上 雅彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案において同氏の再任が承認された場合、当社は同氏の独立役員としての指定を継続する予定であります。また、樋口 真人氏、大西 由紀氏及び脇 陽子氏が選任された場合、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。なお、社外取締役候補者である向井 利明氏及び齊藤 善也氏は、同取引所が定めている、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素には該当していませんが、当社の「社外役員の独立性に関する基準」に照らし、両氏を独立役員として同取引所に届け出ておりません。
7. 江上 雅彦氏と当社との間で、現在、会社法第427条第1項及び当社定款第31条の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、同氏と当社との間で当該契約を継続する予定であります。また、向井 利明氏、齊藤 善也氏、樋口 真人氏、大西 由紀氏及び脇 陽子氏が選任された場合、当社は各氏との間に、同様の契約を締結する予定であります。
8. 本議案が承認された場合には、指名、監査及び報酬委員会の構成については以下を予定しております。

指名委員会	樋口 真人（委員長）、 齊藤 善也、 脇 陽子、 金森 滋美
監査委員会	江上 雅彦（委員長）、 向井 利明、 大西 由紀、 脇 陽子
報酬委員会	樋口 真人（委員長）、 齊藤 善也、 脇 陽子、 金森 滋美

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第97期事業報告（自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2018年4月1日～2019年3月31日）におけるわが国の経済は、豪雨や地震など相次ぐ自然災害の影響もある中、企業収益や雇用環境については改善が継続し、緩やかな回復基調で推移した一方、人手不足に起因する人件費の上昇、米中貿易摩擦や中国経済減速による企業業績への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

物流業界においては、輸送量は総じて堅調に推移したものの、人手不足に起因する人件費や外注費の増加並びに燃料価格上昇などのコスト上昇圧力は依然として高く、厳しい経営環境でありました。

このような状況のもと当社グループは、「新3ヵ年計画（2019年3月期～2021年3月期）」の1年目として、新規顧客の積極的な開拓及び既存顧客への深耕拡大に努め収益基盤を強化し、戦略事業であるオフィスサービス事業の領域拡大による更なる収益力の向上に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績は、これらの取り組みの効果もあり、売上高234億99百万円（前年同期比12.5%増）、営業利益8億85百万円（同9.2%増）、経常利益9億25百万円（同13.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億84百万円（同16.6%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

セグメントの業績は以下のとおりです。

(セグメント別売上高)

(単位：千円)

項 目	期 別	第96期	第97期	増 減
		(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
運 送 事 業		14,525,690	16,140,950	1,615,260
倉 庫 事 業		4,437,162	5,484,085	1,046,923
商 品 販 売 事 業		697,279	678,631	△18,648
ウ エ ル フ ェ ア 事 業		854,955	852,730	△2,224
そ の 他 事 業		377,170	343,506	△33,664
合 計		20,892,257	23,499,904	2,607,646

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

①運送事業

当事業につきましては、売上高は161億40百万円(前年同期比11.1%増)となり、セグメント利益は16億17百万円(同27.3%増)となりました。これは、事務所移転作業が増加したことによるものです。

②倉庫事業

当事業につきましては、売上高は54億84百万円(前年同期比23.6%増)となり、セグメント利益は5億87百万円(同15.2%減)となりました。株式会社イシカワコーポレーションの完全子会社化により、倉庫作業売上が増加した一方、新センター立上によるコスト増によりセグメント利益は減少いたしました。

③商品販売事業

当事業につきましては、売上高は6億78百万円(前年同期比2.7%減)となり、セグメント利益は12百万円(同23.3%減)となりました。これは主に、スポット案件である什器販売が減少したことによるものです。

④ウエルフェア事業

当事業につきましては、売上高は8億52百万円(前年同期比0.3%減)となり、セグメント損失は89百万円(前年同期は28百万円の損失)となりました。これは、前期末の新拠点立上げに伴い、初期投資費用等が増加したことによるものです。

⑤その他事業

当事業につきましては、売上高は3億43百万円(前年同期比8.9%減)となり、セグメント利益は23百万円(同36.4%減)となりました。これは主に、駐車場事業における大口得意先との駐車場用地の賃貸借契約が解除となったことによるものです。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資額は859,726千円であり、そのうち主なものは次のとおりであります。

車輛、運搬具購入	397,687千円
倉庫、事務所施設の営繕費	411,525千円
工具・器具・備品の購入	50,512千円

これらの設備投資に必要な資金は、自己資金及び金融機関からの借入れにより賄っております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、2015年6月に2025年度を目標年度とする「長期経営ビジョン2025」を策定し、「構造転換期」と位置づけた最初の3年間で従業員500名体制を達成し、成長分野に人材をシフトすることで、首都圏での基盤拡大、M&A、事業分社化による会社設立等によりグループ経営の基盤を固めてまいりました。2018年4月には次のステージとして「進化・成長期」の前半3年間をターゲットとした「新3ヵ年（中期）経営計画」を策定し、売上高250億円以上、ROE6%以上、配当政策として安定配当かつ利益還元を重視し、配当性向30%を目標としております。

「安全」と「安心」を大切にして物流事業を通じ社会に奉仕するという経営理念のもと、新3ヵ年経営計画では人材育成、成長投資、グループ経営の最適化、株主還元を基本方針として、当社グループ従業員が一丸となって社会に真の満足をお届けできる会社を目指し、Make The Next Quality（未来品質の創造）をキャッチフレーズとした全社的品質向上施策を一段と強力に推進していくとともに、更なる企業価値の向上に向けて取り組んでいく所存であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第94期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	第95期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	第96期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第97期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売 上 高(千円)	18,137,278	19,443,995	20,892,257	23,499,904
営 業 利 益(千円)	711,413	670,293	811,044	885,639
経 常 利 益(千円)	730,570	700,290	813,820	925,157
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	203,730	536,964	501,328	584,530
1株当たり当期純利益(円)	16.44	41.01	38.29	44.64
総 資 産(千円)	12,174,471	12,281,445	13,908,769	14,396,134
純 資 産(千円)	6,707,761	7,150,916	7,572,936	7,856,358

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年3月31日現在)

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な 事業内容
ユートランスシステム株式会社	28,000千円	100.0%	運送事業
株式会社イシカワコーポレーション	10,000千円	100.0%	物流事業 人材事業
株式会社FMサポート21	30,000千円	100.0%	ビル内デリバリー 事業
株式会社トランスポート21	10,000千円	100.0%	運送事業

(6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、物流事業（運送事業、倉庫事業）を主体に、物流事業から派生したコンピュータのカスタマイズ、産業廃棄物収集運搬業並びに大型ビル内のビジネスサポートセンター、福祉用具レンタル、介護商品販売、PCデータのイレース等を行っております。

(7) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

①当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	札幌市中央区	名古屋支店	名古屋市中区
仙台支店	仙台市青葉区	広島支店	広島市中区
横浜支店	横浜市港北区	福岡支店	福岡県糟屋郡
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東京オフィスセンター	東京都港区	パーキング営業グループ	大阪市中央区
I T サポートセンター	東京都港区 大阪市西淀川区	西日本オフィスセンター	大阪市中央区
イーストテクニカルセンター	東京都港区	ウエストテクニカルセンター	大阪市港区
東京総合物流グループ	東京都板橋区	阪神総合物流グループ	大阪市西淀川区
S E 物流グループ相模原デポ	神奈川県相模原市	郵便輸送センター	大阪市西淀川区
ドキュメントサービスセンター	埼玉県戸田市	関電連絡便センター	大阪市西淀川区
小牧レンタルセンター	愛知県小牧市	阪神倉庫	大阪市西淀川区
名古屋レンタルセンター	名古屋市緑区	大正輸送センター	大阪市大正区
豊川レンタルセンター	愛知県豊川市	S E 物流グループ大正デポ	大阪市大正区
名古屋総合物流グループ	愛知県小牧市	堺総合物流グループ	堺市堺区
名古屋オフィスセンター	名古屋市中区	大阪南レンタルセンター	堺市堺区
京滋総合物流グループ	滋賀県野洲市	大阪北レンタルセンター	堺市堺区
D S H グループ	滋賀県野洲市	阪神レンタルセンター	兵庫県尼崎市
茨木総合物流グループ	大阪府茨木市	介護商品販売チーム	兵庫県尼崎市
関電物流グループ	大阪府茨木市	神戸レンタルセンター	神戸市長田区
日生物流センター	大阪府東大阪市	西脇・姫路物流グループ	兵庫県西脇市
大阪中央輸送センター	大阪市都島区	多久ロジネットセンター	佐賀県多久市
N H 営業室	大阪市中央区		

②子会社

名 称	所 在 地
ユートランスシステム株式会社	大阪市西淀川区
株式会社イシカワコーポレーション	東京都江戸川区
株式会社FMサポート21	東京都港区
株式会社トランスポート21	大阪市中央区

(8) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

759名

- (注) 1. 従業員の中に嘱託社員及び受入出向社員が含まれております。
2. パートタイマー、派遣社員及び他社への出向者は含んでおりません。

②当社の従業員数

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	406名	68名減	45.5才	12.3年
女性	93名	3名減	36.6才	6.8年
合計又は平均	499名	71名減	43.8才	11.3年

- (注) 1. 従業員の中に嘱託社員及び受入出向社員が含まれております。
2. パートタイマー、派遣社員及び他社への出向者は含んでおりません。
3. 従業員数が前期末に比べて71名減少している主な理由は、株式会社FMサポート21を分社化したことによるものであります。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	千円
株式会社みずほ銀行	573,196
日本生命保険相互会社	563,253
株式会社三菱UFJ銀行	477,529
株式会社西日本シティ銀行	364,993
株式会社三井住友銀行	30,000
株式会社南都銀行	20,000

- (注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2019年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 40,000,000株
 ②発行済株式総数 12,836,258株（自己株式340,542株を除く）
 ③株主数 2,524名
 ④大株主（上位10名）の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
関 西 電 力 株 式 会 社	1,800 千株	14.0 %
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,040	8.1
星 光 ビ ル 管 理 株 式 会 社	938	7.3
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	770	6.0
株 式 会 社 毎 日 新 聞 社	700	5.5
東 京 セ ン チ ュ リ ー 株 式 会 社	540	4.2
ヒガシトゥエンティワン従業員持株会	521	4.1
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	520	4.1
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	364	2.8
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	249	1.9

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（340,542株）を控除して計算し、小数点第2位以下を四捨五入しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
金 森 滋 美	代表取締役社長	株式会社FMサポート21 代表取締役社長 株式会社トランスポート21 代表取締役社長 株式会社イシカワコーポレーション 取締役
平 野 尚	取締役	専務執行役員 株式会社星和ビジネスリンク 社外取締役
福 島 伸 行	取締役	専務執行役員 株式会社ワールドコーポレーション 社外取締役
畠 秀 一	取締役	常務執行役員 ユートランスシステム株式会社 監査役
加 藤 弘 之	取締役	エクジット株式会社 代表取締役 税理士法人エクジット 代表社員 日本パワーファスニング株式会社 社外取締役（監査等委員）
江 上 雅 彦	取締役	京都大学大学院経済学研究科長・経済学部長
佐々田 剛	監査役（常勤）	
向 井 利 明	監査役	関電不動産開発株式会社 相談役 株式会社近鉄百貨店 社外取締役
齊 藤 善 也	監査役	株式会社毎日新聞社 常務取締役 大阪本社代表

- (注) 1. 取締役 加藤 弘之氏及び江上 雅彦氏の両氏は、社外取締役（独立役員）であります。
2. 監査役 向井 利明氏及び齊藤 善也氏の両氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額	摘 要
取締役	6 名	132,887千円	(うち社外取締役 2 名 6,406千円)
監査役	3 名	20,727千円	(うち社外監査役 2 名 6,406千円)
合 計	9 名	153,614千円	

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額4,903千円（取締役4,336千円、うち社外取締役100千円。監査役567千円、うち社外監査役100千円）が含まれております。
2. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含んでおりません。
3. 当社の役員報酬につきましては、第96期定時株主総会（2018年6月20日開催）におきまして取締役の報酬総額は年額180,000千円以内（うち社外取締役15,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、監査役の報酬総額は年額36,000千円以内とすることが決議されております。この決議に従い、取締役報酬につきましては取締役会で、監査役報酬につきましては監査役が協議のうえ決定しております。
4. 上記報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式による報酬額14,650千円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役である加藤 弘之氏が代表を務めるエクジット株式会社と当社との間で、会計コンサルタント契約を締結しておりますが、その年間報酬は僅少であります。

また、同氏が代表社員を務める税理士法人エクジット及び社外取締役（監査等委員）を務める日本パワーファスニング株式会社と当社との間に重要な取引関係はありません。

社外取締役である江上 雅彦氏が経済学部長を務める京都大学と当社との間に重要な取引関係はありません。

社外監査役である向井 利明氏は、関電不動産開発株式会社の相談役を兼務しておりますが、当社と関電不動産開発株式会社との営業取引は一般の取引条件と同じであります。

また、同氏が社外取締役を務める株式会社近鉄百貨店と当社との間に重要な取引関係はありません。

社外監査役である齊藤 善也氏は、当社の大株主である株式会社毎日新聞社の常務取締役大阪本社代表を兼務しておりますが、当社と株式会社毎日新聞社との営業取引は一般の取引条件と同じであります。

②取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	加 藤 弘 之	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、議案審議等について公認会計士・税理士としての専門知識及び経験と高い見識を活かし、必要に応じ経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性確保のための発言を行っております。
取締役	江 上 雅 彦	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、議案審議等について大学教授としての専門的知見及び豊富な経験と幅広い見識に基づき、必要に応じ経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性確保のための発言を行っております。
監査役	向 井 利 明	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、大企業の経営者としての豊富な経験及び深い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、監査役会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監査役	齊 藤 善 也	当事業年度開催の取締役会13回のうち9回に出席し、大企業の経営者としての豊富な経験及び深い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、監査役会13回のうち9回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。欠席の場合には、事前に資料を送付して情報共有を図り、ご意見を頂戴しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である加藤 弘之氏及び江上 雅彦氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第31条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。

また、社外監査役である向井 利明氏及び齊藤 善也氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第41条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

27,600千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

27,600千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの資料入手や報告聴取を通じて、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等を検討のうえ、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約について

会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当するなど、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するため「内部統制システム構築の基本方針」を制定しており、その内容は以下のとおりであります。

①取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置するとともに、「法令遵守マニュアル」を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、役員及び従業員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえて業務運営にあたるよう、研修等を通じ周知徹底を図っている。

また、役員及び従業員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、監査室長、法務室長に通報しなければならない。通報を受けた監査室長、法務室長は、直ちに監査役にその内容を報告しなければならない。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いを行わない。当社のグループ会社においても、同様の体制を整備するよう指導を行う。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、運輸・倉庫を主業務としており、安全第一を優先する考え方に立っている。各営業所では事故・違反ゼロに向け、毎月「安全会議」を開催して所属員の情報連携と意識高揚に努めており、本社では「安全・品質管理部」を設置し、監査室と連携して各営業所の定期監査を実施し、防犯と安全に向けたチェックと指導を行っている。

なお、リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が会社全体を統括して危機管理にあたり、平時においても、各部門が有するリスクを洗い出し、そのリスク軽減等に取り組むこととする。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、取締役の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するとともに、取締役会のチェック機能を強化するため、執行役員制度を導入し、少なくとも毎月1回経営会議を開催して、経営の効率化・健全性・透明性の確保並びに意思決定の迅速化に取り組んでいる。

なお、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

④取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理のうち、個人情報保護については、既に定めている個人情報保護に関する基本方針並びに個人情報管理規程等に基づき対応しており、業務上の機密情報の保存・管理については、文書管理規程等に基づき一層の管理体制の強化に努めるものとする。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、「関係会社管理規程」の規定に基づき、所定の事項については担当役員を経由して社長の承認を得るとともに、重要な事項については、当社取締役会に報告する。また、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、必要に応じて取締役会に報告する。

子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社から派遣された常勤役員（不在の場合は当社のコンプライアンス担当役員）が統括管理し、当社の関連規程に準じて体制整備、リスク管理を実現するための必要な指導及び支援を行う。当社の内部監査部署は、関連規程等に基づき子会社の内部監査を実施する。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性の確保

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役から求められた場合は監査役と協議のうえ合理的な範囲内で配置する。当該使用人が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の職務補助業務を優先するものとする。

同使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には、監査役の事前の同意を得なければならないものとし、取締役からの独立性を確保する。

⑦監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直接にまたは職制等を通じて、速やかに社長並びに監査役に報告する。

報告を行った役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び従業員に徹底する。

監査役の職務の執行について生ずる費用について、監査役が前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要なでないと認められる場合を除き、監査役の請求に基づき会社はこれを支払う。

監査役は必要に応じ監査室と連携・情報交換して職務にあたるとともに、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施する。

また、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、コンプライアンス・リスク管理委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員等にその説明を求めることとする。

なお、監査役全員から構成される監査役会を設置しており、監査役及び監査役会は代表取締役との間で定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

⑧財務報告の信頼性を確保するための体制整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の取り扱い」を定め、関係諸規程の整備、役員及び従業員の意識向上、内部監査制度の充実等に努め、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な内部体制整備を推進し、その適切な運用・管理に努める。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、警察・弁護士等の外部専門機関と連携して被害防止の体制整備を図るとともに、法令遵守マニュアルに明文化して社内の周知徹底を行う。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を2回（8月・2月）開催し、法令・社内規程等の遵守状況の確認及び審議を行い、必要に応じその体制の見直しを実施した。

リスク管理体制においては、安全・品質管理部と監査室が連携し、各営業所の定期監査を実施し、防犯と安全に向けたチェックと指導を行った。

また、各営業所では、毎月開催される「安全会議」において、所属員の情報連携と安全に対する意識高揚に努めた。

子会社のコンプライアンス・リスク管理については、当社から派遣された常勤役員が統括管理し、当社の関連規程に準じて必要な指導及び支援等を行った。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成し、社外監査役2名を含む3名の監査役も出席したうえで毎月1回開催し、取締役の職務執行を監督した。

また、取締役会は執行役員を選任し、各執行役員は代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行した。

子会社については、「関係会社管理規程」の規定に基づき、重要な事項を当社取締役会に報告し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めた。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、毎月1回の定時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行った。

さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、監査室・会計監査人と連携し取締役及び使用人の職務の執行状況を監査した。

常勤監査役は、主要な稟議書を閲覧し、コンプライアンス・リスク管理委員会、経営会議等の重要な会議に出席し、必要な場合は取締役または使用人等に説明を求めるなど意見交換を行った。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針について、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流 動 資 産	6,931,137	流 動 負 債	4,532,524
現金及び預金	2,696,536	営業未払入金	2,165,659
受取手入	141,961	短期借入金	750,000
営業未収	3,819,847	一年内返済予定の長期借入金	426,732
商貯蔵	6,047	リース負債	74,363
前払費用	8,343	未払費用	363,882
未収金	220,460	未払法人税等	157,153
未倒引当金	38,403	未払消費税	57,825
貸倒引当金	5,498	前受り引当金	107,803
	△5,960	賞与資産減損勘定	73,147
		リース資産減損勘定	133,257
			194,772
			27,928
固 定 資 産	7,464,996	固 定 負 債	2,007,252
有形固定資産	5,583,334	長期借入金	852,239
建物	2,078,363	長期未払負債	173,784
構築物	89,254	長期リース負債	424,359
機械及び装置	270,036	資産除却負債	297,644
車両運搬具	373,199	繰上給付に係る負債	156,656
工具器具	78,289	退職給付引当金	1,747
土地	2,618,057	長期リース資産減損勘定	27,662
建物仮勘定	76,134		30,673
			42,485
無形固定資産	465,341	負 債 合 計	6,539,776
借入金	21,066	(純資産の部)	
ソフトラウェア	132,945	株 主 資 本	7,871,900
その他の権利	294,368	資本金	965,110
	16,962	資本剰余金	95,950
		利益剰余金	6,977,913
投資その他の資産	1,416,320	自己株	△167,073
投資有価証券	324,094	その他の包括利益累計額	△15,542
関出破産更生債権	2,081	その他有価証券評価差額金	15,516
差入保償証	10,940	退職給付に係る調整累計額	△31,059
長期前払費用	45,000		
退職給付に係る資産	801,912	非支配株主持分	—
繰延税金資産	5,284		
繰延税金負債	17,749	純 資 産 合 計	7,856,358
貸倒引当金	177,925	負債及び純資産合計	14,396,134
貸倒引当金	79,735		
	△48,403		
資 産 合 計	14,396,134		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2018年 4 月 1 日
至 2019年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			23,499,904
売上原価			19,110,691
売上総利益			4,389,213
販売費及び一般管理費			3,503,574
営業利益			885,639
営業外収益			
受取利息		547	
受取配当金		5,358	
受取賃貸料		42,527	
持分法による投資利益		428	
その他		32,674	81,535
営業外費用			
支払利息		12,384	
支払賃貸料		12,873	
その他		16,759	42,017
特別利益			925,157
投資有価証券売却益		1,393	
固定資産売却益		39,101	
受取保険金		74,816	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額		11,607	126,919
特別損失			
固定資産除却損		12,890	
会員権評価損		1,550	
減損損失		97,400	
災害による損失		59,458	171,299
税金等調整前当期純利益			880,777
法人税、住民税及び事業税		215,114	
法人税等調整額		81,132	296,246
当期純利益			584,530
非支配株主に帰属する当期純利益			—
親会社株主に帰属する当期純利益			584,530

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年 4月 1日
至 2019年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	927,016	95,950	6,550,512	△116	7,573,362
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	38,094				38,094
剰 余 金 の 配 当			△157,130		△157,130
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			584,530		584,530
自 己 株 式 の 取 得				△166,956	△166,956
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	38,094	—	427,400	△166,956	298,537
当 期 末 残 高	965,110	95,950	6,977,913	△167,073	7,871,900

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非 株 主 支 持 配 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 の 評 価 差 額 金	退 職 給 付 金 に 関 連 する 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当 期 首 残 高	48,779	△49,205	△426	—	7,572,936
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					38,094
剰 余 金 の 配 当					△157,130
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					584,530
自 己 株 式 の 取 得					△166,956
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△33,262	18,146	△15,116	—	△15,116
当 期 変 動 額 合 計	△33,262	18,146	△15,116	—	283,421
当 期 末 残 高	15,516	△31,059	△15,542	—	7,856,358

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 ユートランスシステム株式会社
株式会社イシカワコーポレーション
株式会社FMサポート21
株式会社トランスポート21

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数及び持分法適用会社の名称

持分法を適用した会社の数 1社

持分法適用会社の名称 株式会社ワールドコーポレーション

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のユートランスシステム株式会社及び株式会社イシカワコーポレーションの決算日は12月31日であり、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 重要な会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商	品	総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
---	---	--

貯	蔵	品	最終仕入原価法
---	---	---	---------

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法
--------	-----

（リース資産を除く）	ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
------------	--

無形固定資産	定額法
--------	-----

（リース資産を除く）	なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
------------	---

リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
-------	-------------------------------------

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
-------	--

賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
-------	---

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。
-----------	---------------

退職給付に係る会計
処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産として計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生した連結会計年度で一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

のれんの償却方法及び
償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(5)表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(6)追加情報

役員退職慰労金制度の廃止

当社は、2018年6月20日開催の第96期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給を決定いたしました。支給時期につきましては、当該役員の退任時とする予定であります。

これに伴い、当社の「役員退職慰労引当金」の全額を取崩し、打ち切り支給額の未払分131,782千円を固定負債の長期末払金に含めて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

建	物	180,365 千円
土	地	91,628 千円
計		271,994 千円

上記に対応する債務

一年内返済予定の長期借入金	171,444 千円
長期借入金	391,809 千円
計	563,253 千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 5,941,290 千円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 厚生年金基金解散損失引当金戻入額

大阪府貨物運送厚生年金基金は、清算結了へ向け業務が進められ当連結会計年度におきまして同基金代表清算人より「厚生年金基金解散時負担金額」確定の通知を受けました。これに伴い、固定負債の「厚生年金基金解散損失引当金」370,791千円を取り崩し、確定額との差額11,607千円を「厚生年金基金解散損失引当金戻入額」として特別利益に計上しております。

(2) 減損損失

当社は原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を単位として、グルーピングを行っております。

当連結会計年度において、重要な減損損失として97,400千円を計上しております。下記の資産については、投資額の回収可能性が不確実であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを割引率△0.195%で割り引いて算定しております。

用途	場所	種類	金額
事業所資産	大阪府	建物	13,963千円
		機械及び装置	832千円
		工具、器具及び備品	2,750千円
		ソフトウェア	9,440千円
		リース資産減損勘定	70,413千円

(3) 2018年9月4日の台風21号による被害の発生

2018年9月4日の台風21号の影響による被害を受けたことに伴い、当連結会計年度において、「災害による損失」として事業資産の修繕費用等59,458千円を特別損失に計上しております。

また、台風に係る保険金額等74,816千円を「受取保険金」として特別利益に計上しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	13,094,700	82,100	—	13,176,800

(2) 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	506	340,036	—	340,542

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	157,130	12.0	2018年 3月31日	2018年 6月21日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	179,707	14.0	2019年 3月31日	2019年 6月20日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主として短期的な預金等で資金を運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。営業債務や長期借入金の流動性リスクや金利変動リスクに対し、月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,696,536	2,696,536	－
(2) 受取手形	141,961	141,961	－
(3) 営業未収入金	3,819,847	3,819,847	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	172,044	172,044	－
(5) 破産更生債権等	45,000	45,000	
貸倒引当金	43,244	43,244	
	1,755	1,755	－
(6) 差入保証金	9,888	7,204	△2,683
資産計	6,842,033	6,839,349	△2,683

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 営業未払金	2,165,659	2,165,659	—
(2) 短期借入金	750,000	750,000	—
(3) 未払金	363,882	363,882	—
(4) 未払法人税等	57,825	57,825	—
(5) 未払消費税等	107,803	107,803	—
(6) 預り金	133,257	133,257	—
(7) 長期借入金 (*)	1,278,971	1,283,037	4,066
(8) 長期末払金	232,188	229,291	△2,896
負債計	5,089,587	5,090,757	1,170

(*) 1年内返済予定の長期借入金426,732千円は、長期借入金に含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)営業未収入金、

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5)破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証等による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(6)差入保証金

差入保証金のうち、返済期間が確定しているものの時価については、将来キャッシュ・フローを合理的と考えられる割引率で割り引いて算定しております。

負債

(1)営業未払金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等、(6)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金、(8)長期末払金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式	152,049
出資金	10,940
差入保証金	792,024
長期預り金	173,784
長期未払金	192,171

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

6. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(会社分割(簡易吸収分割))

当社は、2018年2月16日開催の取締役会において、当社が営むビル館内デリバリー事業を会社分割により、株式会社FMサポート21（以下「FMサポート21」といいます。）に承継することについて、分割契約の締結を決議し、同日、分割契約を締結いたしました。

また、2018年4月1日に会社分割によって当社の事業をFMサポート21に承継いたしました。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

対象となった事業の名称：ビル館内デリバリー事業

事業の内容：ビル館内での物品の仕分け、梱包、荷役、発送、配送及び引越しの請負及びこれに付帯する一切の事業

② 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、FMサポート21を承継会社とする会社分割（簡易吸収分割）方式です。

③ 企業結合日

2018年4月1日

- ④ 結合後企業の名称
株式会社 F M サポート 2 1

- ⑤ その他取引の概要に関する事項

一般運送事業とはやや性格が異なる一方で、当社の成長領域と位置づけられる本件事業について、その事業の個性を自由に拡張、主体的・効率的に事業拡大を図る観点から会社分割により分社化する方針を決定いたしました。F M サポート 2 1 においては、本件事業に適した社内諸制度を導入し、専門性を持つ優秀人材の確保・育成やお客様サービスの向上等を図り、市場競争力の強化に努めてまいります。

- (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 612円04銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 44円64銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	6,186,323	流動負債	4,247,433
現金及び預金	2,148,750	営業未払金	2,083,666
受取手入	140,398	短期借入金	870,000
営業未収入	3,493,331	一年内返済予定の長期借入金	406,740
商貯蔵品	6,047	リース負債	39,547
前払費用	6,594	未払金	306,831
前払収入	190,754	未払法人税等	98,314
そ の 当 金	41,265	未払消費税	21,342
	163,750	前受金	33,579
	△4,570	預賞金	74,735
		リース資産減損勘定	101,447
		リース資産減損勘定	183,301
			27,928
固定資産	7,723,373	固定負債	1,822,506
有形固定資産	5,403,313	長期借入金	841,370
建物	2,050,745	長期預り金	182,164
構築物	89,254	長期リース負債	374,359
機械及び運搬具	264,929	資産除去負債	194,797
工具器具	243,637	長期前受金	156,656
土工品	66,834	長期リース資産減損勘定	30,673
土地	2,611,777		42,485
建物	76,134	負債合計	6,069,939
		(純資産の部)	
無形固定資産	144,506	株主資本	7,824,418
借入地権	21,066	資本金	965,110
ソフトウエア	107,266	資本剰余金	95,950
その他	16,173	資本準備金	95,950
投資その他の資産	2,175,552	利益剰余金	6,930,431
投資有価証券	310,978	利益準備金	104,373
関係会社株	845,528	その他利益剰余金	6,826,058
出資	10,760	圧縮積立金	68,769
破産更生債権	45,000	別途積立金	5,520,000
長期前払費用	5,161	繰越利益剰余金	1,237,288
差入保証金	753,747	自己株式	△167,073
前繰延税金	57,427	評価・換算差額等	15,338
そ の 当 金	145,182	その他有価証券評価差額金	15,338
	50,170	純資産合計	7,839,756
	△48,403	負債及び純資産合計	13,909,696
資産合計	13,909,696		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(自 2018年 4 月 1 日)
(至 2019年 3 月 31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			20,597,952
売上原価			16,973,905
売上総利益			3,624,046
販売費及び一般管理費			2,908,271
営業利益			715,774
営業外収益			
受取利息	686		
受取当金	25,202		
受取貸料	45,843		
受経営指の料	102,016		
その他	26,849		200,597
営業外費用			
支払利息	12,055		
賃貸費用	21,493		
その他	12,307		45,856
特別利益			870,516
投資有価証券売却益	143		
固定資産売却益	39,101		
受取保険金	74,816		
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	11,607		125,669
特別損失			
関係会社株式評価損	2,999		
固定資産除却損	12,884		
会員権評価損	1,550		
減損損失	97,400		
災害による損失	59,458		174,293
税引前当期純利益			821,892
法人税、住民税及び事業税	165,358		
法人税等調整額	91,715		257,074
当期純利益			564,817

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(自 2018年 4月 1日)
(至 2019年 3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 事 業 年 度 期 首 残 高	927,016	95,950	95,950
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
新 株 の 発 行	38,094		
圧 縮 積 立 金 の 取 崩			
別 途 積 立 金 の 積 立			
剰 余 金 の 配 当			
利 益 準 備 金 の 積 立			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	38,094	—	—
当 事 業 年 度 期 末 残 高	965,110	95,950	95,950

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		圧 縮 別 途 繰 越 利 益	積 立 金 積 立 金 金 剰 余 金				
当事業年度期首残高	88,660	71,930	5,420,000	942,152	6,522,743	△116	7,545,593
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行							38,094
圧 縮 積 立 金 の 取 崩		△3,161		3,161	—		—
別 途 積 立 金 の 積 立			100,000	△100,000	—		—
剰 余 金 の 配 当				△157,130	△157,130		△157,130
利 益 準 備 金 の 積 立	15,713			△15,713	—		—
当 期 純 利 益				564,817	564,817		564,817
自 己 株 式 の 取 得						△166,956	△166,956
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	15,713	△3,161	100,000	295,135	407,687	△166,956	278,825
当事業年度期末残高	104,373	68,769	5,520,000	1,237,288	6,930,431	△167,073	7,824,418

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		(単位：千円)
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純 資 産 合 計
当 事 業 年 度 期 首 残 高	48,614	48,614	7,594,208
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
新 株 の 発 行			38,094
圧 縮 積 立 金 の 取 崩			—
別 途 積 立 金 の 積 立			—
剰 余 金 の 配 当			△157,130
利 益 準 備 金 の 積 立			—
当 期 純 利 益			564,817
自 己 株 式 の 取 得			△166,956
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△33,276	△33,276	△33,276
事業年度中の変動額合計	△33,276	△33,276	245,548
当 事 業 年 度 期 末 残 高	15,338	15,338	7,839,756

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	移動平均法による原価法
--------	-------------

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
---------	---

時価のないもの	移動平均法による原価法
---------	-------------

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
-----	--

貯 蔵 品	最終仕入原価法
-------	---------

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法

（リース資産を除く）
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産 定額法

（リース資産を除く）
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用については、発生した事業年度で一括費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識の数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの計算処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更

①「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

②損益計算書関係

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「経営指導料」については、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(6) 追加情報

役員退職慰労金制度の廃止

詳細につきましては、連結注記表の「追加情報」をご参照ください。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

建	物	180,365 千円
土	地	91,628 千円
計		271,994 千円

上記に対応する債務

一年内返済予定の長期借入金	171,444 千円
長期借入金	391,809 千円
計	563,253 千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 5,574,519 千円

(3) 債務保証

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社イシカワコーポレーション 19,151 千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	182,855千円
短期金銭債務	270,033千円
長期金銭債務	8,820千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	169,562千円
仕入高	677,070千円
営業取引以外の取引による取引高	142,090千円

- (2) 厚生年金基金解散損失引当金戻入額
詳細につきましては、連結注記表の「連結損益計算書に関する注記」をご参照ください。
- (3) 減損損失
詳細につきましては、連結注記表の「連結損益計算書に関する注記」をご参照ください。
- (4) 2018年9月4日の台風21号による被害の発生
詳細につきましては、連結注記表の「連結損益計算書に関する注記」をご参照ください。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 340,542株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
株式報酬費用	8,742千円
賞与引当金	56,090千円
未払事業税	5,141千円
未払役員退職金	43,036千円
投資有価証券評価損	4,280千円
会員権評価損	5,467千円
貸倒引当金	16,209千円
減価償却費等	9,583千円
資産除去債務	47,936千円
未払法定福利費	8,587千円
減損損失	30,422千円
その他	7,143千円
繰延税金資産小計	242,641千円
評価性引当額	△11,326千円
繰延税金資産合計	231,315千円
繰延税金負債	
圧縮積立金	△30,321千円
除去費用の資産計上額	△31,990千円
前払年金費用	△17,572千円
その他有価証券評価差額金	△6,248千円
繰延税金負債合計	△86,133千円
繰延税金資産純額	145,182千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等
(会社分割(簡易吸収分割))

当社は、2018年2月16日開催の取締役会において、当社が営むビル館内デリバリー事業を会社分割により、株式会社FMサポート21（以下「FMサポート21」といいます。）に承継することについて、分割契約の締結を決議し、同日、分割契約を締結いたしました。

また、2018年4月1日に会社分割によって当社の事業をFMサポート21に承継いたしました。

詳細につきましては、連結注記表の「企業結合に関する注記」をご参照ください。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	610円75銭
(2) 1株当たり当期純利益	43円13銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社ヒガシトゥエンティワン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西野	裕久	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弓削	亜紀	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヒガシトゥエンティワンの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒガシトゥエンティワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社ヒガシトゥエンティワン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西野	裕久	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弓削	亜紀	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヒガシトゥエンティワンの2018年4月1日から2019年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及び監査の内容

監査役会は、当期の監査方針や監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けたほか、取締役及び会計監査人等からもその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針及び監査計画、職務分担等に従って、取締役、執行役員及び監査室その他従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議等に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について都度報告を受け、必要に応じて個別に説明を求め、合わせて重要な会議の議事録及び稟議書等の決裁書類を閲覧して、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務執行が、法令及び定款に適合した社内体制に則った執行であり、株式上場会社としての業務を適正に遂行するために必要なものであったことを前提に、監査役会は、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制整備に関する取締役会決議や、その決議に基づいて整備された体制(内部統制システム等)について、取締役や他の従業員等から構築過程及び運用状況について適宜報告を受けるとともに必要に応じて説明を求め、合わせて意見表明をいたしました。

2016年1月以降取得もしくは分社化した子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報交換を行い、かつ必要に応じて事業の実態及び財産の管理状況について説明を受けました。2018年12月から2019年2月にかけては、予め監査役会が送付した「子会社調査 コンプライアンス・リスク管理アンケート」への回答をもとに、常勤監査役が代表取締役と面談し、内部統制システムやリスク管理の整備状況、及び経営状況等を聞き取りました。

また、女性社員の待遇状況や問題意識を探るため、2018年9月より3カ月間、女性管理職を対象にしたアンケートの実施とその分析を行い、当社の現状を把握し、分析結果を取締役会で概要報告するとともに関係部署に対し提言しました。

上記の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、並びに内部統制等の整備構築状況について検証、検討いたしました。

さらに、会計監査人に対しては、当該監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか否かを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。会計監査人の監査実態については、「監査評価表」に基づくアンケートを2018年12月から2019年1月にかけて経理部など関係部局に対して行い、その結果に基づき、会計監査人の監査活動を評価しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書、並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関する検証及び検討を行いました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用については、経営環境の変化を勘案し継続的に改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2019年5月15日

株式会社ヒガシトゥエンティワン 監査役会

常勤監査役	佐	々	田	剛 ㊟
監査役（社外監査役）	向	井	利	明 ㊟
監査役（社外監査役）	齊	藤	善	也 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

下記の会場ご案内図をご参照の上ご来場をお願い申し上げます。

会場

シティプラザ大阪 2階 「旬(南)」の間

大阪市中央区本町橋 2 番 31 号 TEL: 06-6947-7888



交通

地下鉄堺筋線・中央線

「堺筋本町駅」

1号出口 12号出口 より徒歩約 6 分

地下鉄谷町線・中央線

「谷町四丁目駅」

4号出口 より徒歩約 7 分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。